

申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

--

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

認定特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット

団体代表者 役職・氏名

代表理事 青砥恭

分類

法人番号

5030005005532

団体コード

申請団体の住所

337-0052さいたま市見沼区堀崎町12-39

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際しなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締

2 本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に更 更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（1）～（4）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について
<input type="text"/>
(2)公正な事業実施について
<input type="text"/>
(3)規程類の後日提出について（ 通常枠のみ該当）
<input type="text"/>
(4)情報公開について（情報公開同意書）
<input type="text"/>
(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について
<input type="text"/>

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体		
資金分配団体	事業名(主)	官民協働で孤独・孤立を抱える子ども・若者を支える地域共生プラットフォーム「ローカル・コモンズ」モデル化・定着事業	
	事業名(副)	伴走型支援で地域特性に根ざした実践を体系化し制度化へつなげる	
	団体名	認定特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット	コンソーシアムの有無
事業の種類1	①草の根活動支援事業		
事業の種類2	①-1全国ブロック		
事業の種類3			
事業の種類4			

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
(1) 子ども及び若者の支援に係る活動	
<input type="radio"/> ① 経済的困難など、家庭内に課題を抱える子どもの支援	
<input type="radio"/> ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援	
<input type="radio"/> ③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援	
<input type="radio"/> ④ その他	
(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	
<input type="radio"/> ④ 働くことが困難な人への支援	
<input type="radio"/> ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援	
<input type="radio"/> ⑥ 女性の経済的自立への支援	
<input type="radio"/> ⑦ その他	
(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	
<input type="radio"/> ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援	
<input type="radio"/> ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援	
<input type="radio"/> ⑨ その他	
その他の解決すべき社会の課題	都市部と地方では各種資源配置の格差が大きい。地域実践の標準化・知見共有が不足していることで、効果的な支援施策が地域に行き渡らない点を解消する必要がある。

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
4.質の高い教育をみんなに	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	地域自治を支援住民・団体どうしが学び合いながらプラットフォームを形成していくプロセスを保証する。
10.人や国の不平等をなくそう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	経済困難や家庭課題により支援から外れがちな、子ども・若者・女性等の包摂を推進するためのプラットフォーム形成を支援する。

_11.住み続けられるまちづくりを	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	貧困をはじめとする社会的排除の解決に、地域住民・団体自身が自ら立ち向かえる力をつけるプロセスを支援する。
_17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	自治体・NPO・企業・住民等、多様な主体の連携による持続可能な支援体制の構築・制度化を支援する。

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的 2011年以来、子ども若者の貧困・孤立という社会課題の解決を目指して活動してきたが、①現在はさらに、行政機関、学校、地域自治会など住民組織、NPOなど市民団体、企業などとの協働で、課題解決に必要な持続性・包括性をもった運営機関（堀崎プロジェクト運営協議会）を作っている。②今後は、直面する課題の解決から地域住民と行政・教育機関が主体となった「協働の地域づくり」（ローカル・コモンス）を目指している。	199/200字
(2)団体の概要・活動・業務 2011年、埼玉県内で高校を中退した若者たちを対象に居場所づくりを始めた。その後、自治体から、困窮と孤立の中で暮らす子ども・若者への学習支援、居場所づくり、就労支援事業を受託し、さらに不登校や被虐待の小学生・中学生、外国人の子どもへの遊び場、生活・学習支援を自治体・地域団体と連携し担っている。本事業では、こうした経験を活かし、地域のプラットフォームづくりなど持続する支援モデルを全国へ展開したい。	199/200字

団体の要請により、「当団体オリジナルのアイデアが含まれる」ため非公開とした。(JANPIA)

II.事業概要					国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	資金提供契約締結日	(終了)	[Redacted]	対象地域	[Redacted]	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	[Redacted]
直接的対象グループ	[Redacted]				(人数)	[Redacted]		

最終受益者	[Redacted]	(人数)	[Redacted]
事業概要	[Redacted]		

572/600字

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	1003/1000字
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	
	182/200字

[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

(2)-2 短期アウトカム（非資金の支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]

0/200字
13/200字
64/200字

[REDACTED]	69/200字
[REDACTED]	15/200字
[REDACTED]	58/200字
[REDACTED]	56/200字
[REDACTED]	66/200字
[REDACTED]	59/200字
[REDACTED]	19/200字
[REDACTED]	105/200字
[REDACTED]	56/200字
[REDACTED]	82/200字
[REDACTED]	54/200字
[REDACTED]	20/200字
[REDACTED]	59/200字
[REDACTED]	70/200字
[REDACTED]	129/200字

[REDACTED]	52/200字
[REDACTED]	14/200字
[REDACTED]	53/200字
[REDACTED]	102/200字
[REDACTED]	56/200字
[REDACTED]	0/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金の支援	時期
[REDACTED]	0/200字
[REDACTED]	15/200字
[REDACTED]	87/200字
[REDACTED]	82/200字
[REDACTED]	66/200字
[REDACTED]	64/200字
[REDACTED]	20/200字
[REDACTED]	65/200字

[REDACTED]	[REDACTED]	63/200字
[REDACTED]	[REDACTED]	104/200字
[REDACTED]	[REDACTED]	21/200字
[REDACTED]	[REDACTED]	60/200字
[REDACTED]	[REDACTED]	60/200字
[REDACTED]	[REDACTED]	72/200字
[REDACTED]	[REDACTED]	73/200字
[REDACTED]	[REDACTED]	20/200字
[REDACTED]	[REDACTED]	58/200字
[REDACTED]	[REDACTED]	64/200字
[REDACTED]	[REDACTED]	54/200字
[REDACTED]	[REDACTED]	53/200字
[REDACTED]	[REDACTED]	26/200字
[REDACTED]	[REDACTED]	63/200字
[REDACTED]	[REDACTED]	58/200字

[Redacted]	[Redacted]	60/200字
[Redacted]	[Redacted]	172/200字

V. 広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	[Redacted]	173/200字
連携・対話戦略	[Redacted]	191/200字

VI. 出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	[Redacted]	398/400字
実行団体	[Redacted]	385/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	543/800字
<p>本団体はこれまで、休眠預金事業や財団助成、自治体補助・委託を通じて、ビジョン「さいたまユースはさいたま市（その周辺の地域）を拠点に、子どもや若者を貧困と孤立から守るために4つの支援（仲間づくり、学び、仕事、地域づくり）を実践します。」を実現するための実務的知見と実績を蓄積してきました。</p> <p>（助成金）</p> <p>2021、休眠預金活用事業（実行団体）、困窮世帯の子ども若者の社会体験活動事業（実行団体）</p> <p>2022、休眠預金活用事業、堀崎プロジェクト～子ども・若者・家庭支援事業</p> <p>2023、日本財団、埼玉県さいたま市における「子ども第三の居場所」（A）常設ケアモデルの運営（最終年度）</p> <p>2023、日本財団、埼玉県さいたま市における「子ども第三の居場所」（B）コミュニティモデルの運営（最終年度）</p> <p>2025、赤い羽根福祉基金、ヤングケアラーの子ども・若者を地域で発見し、支えるためのネットワークづくり事業（最終年度）</p> <p>（補助・委託）</p> <p>2025、さいたま市、児童育成支援拠点事業（補助）</p> <p>2025、さいたま市、生活困窮者学習支援業務（委託）</p> <p>2025、さいたま市、若者自立支援ルーム運営事業（委託）</p> <p>2025、上尾市、子ども若者自立支援事業（委託）</p> <p>2025、埼玉県、バーチャルユースセンター事業（委託）</p>	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	466/800字
<p>2021-22年の休眠預金事業では、困窮世帯の子ども・若者に対する社会体験や居場所づくりを現地実装し、ベースライン調査、関係者マッピング、利用者アンケートをもとに地域ニーズに即したプログラム設計を行いました。</p> <p>2023年の日本財団事業では、常設ケアモデルとコミュニティモデルの二軸で実証を行い、拠点運営手順の整備、職員向け研修、学校・自治体との連携などの成果を得ました。</p> <p>これらは現場での試行→改善→標準化のサイクルを回す上での基礎となっています。</p> <p>また、赤い羽根福祉基金のヤングケアラー支援事業では、地域ネットワーク構築と早期発見の仕組みづくりを推進し、地域団体・教育現場・保健機関と連携した支援モデルを形成しつつあります。</p> <p>自治体からの委託（さいたま市、上尾市、埼玉県等）では、公的事業の実務運営と行政折衝を経験。これにより、実証データを基にした委託仕様書の共同作成や、制度導入のための提案実務が可能となっています。</p> <p>○平成28年度社会福祉推進事業「子どもの学習支援事業の効果的な異分野連携と事業の効果検証に関する調査研究事業」</p>	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数		
(2)実行団体のイメージ		300/200字
(3)1実行団体当り助成金額		59/200字

(4)案件発掘の工夫 104/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等 251/300字

(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
		■	新規採用人数 (予定も含む)	■ 名	■
		既存PO人数	■ 名	■	■

(3)ガバナンス・コンプライアンス体制 49/200字

(4)コンソーシアム利用有無 なし

資金計画書

バージョン
(契約締結・更新回数) 1

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2025/11/01 ~ 2028/03/31	
資金分配団体	事業名	官民協働で孤独・孤立を抱える子ども・若者を支える地域共生プラットフォーム「ローカル・commons」モデル化・定着事業
	団体名	認定NPO法人さいたまユースサポートネット

	助成金
事業費	70,580,200
実行団体への助成	60,000,000
管理的経費	10,580,200
プログラムオフィサー関連経費	23,431,290
評価関連経費	5,988,510
資金分配団体用	3,188,510
実行団体用	2,800,000
合計	100,000,000

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	251,800	23,442,800	23,442,800	23,442,800	70,580,200
実行団体への助成		20,000,000	20,000,000	20,000,000	60,000,000
-					
管理的経費	251,800	3,442,800	3,442,800	3,442,800	10,580,200

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	573,795	7,845,815	7,455,840	7,555,840	23,431,290
プログラム・オフィサー人件費等	342,000	4,788,000	4,788,000	4,788,000	14,706,000
その他経費	231,795	3,057,815	2,667,840	2,767,840	8,725,290

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	53,300	1,935,210	1,800,000	2,200,000	5,988,510
資金分配団体用	53,300	1,035,210	900,000	1,200,000	3,188,510
実行団体用		900,000	900,000	1,000,000	2,800,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	878,895	33,223,825	32,698,640	33,198,640	100,000,000

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	認定NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	認定特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット		
郵便番号	〒337-0052		
都道府県	埼玉県		
市区町村	さいたま市		
番地等	見沼区堀崎町12-39		
電話番号	048-829-7561		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://saitamayouthnet.org/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/NPO.SYNET	
		https://twitter.com/npo54788168	
設立年月日	2011/03/27		
法人格取得年月日	2011/07/11		

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	アオトヤスシ
	氏名	青砥恭
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	アオトサチコ
	氏名	青砥祥子
	役職	専務理事

(3) 役員

役員数 [人]	11
理事・取締役数 [人]	10
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	41
常勤職員・従業員数 [人]	27
有給 [人]	27
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	14
有給 [人]	14
無給 [人]	0
事務局体制の備考	事務局規程により設置している。

(5)会員

団体会員数 [団体数]	1
団体会員数 [団体数]	
団体会員数 [団体数]	1
個人会員・ボランティア数	540
ボランティア人数(前年度実績) [人]	500
個人正会員 [人]	40
個人その他会員 [人]	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	日本非営利組織評価センター/ベーシックガバナンスチェック/2021 https://jcne.or.jp/org/n2021e0463/

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できない体制
-------------------	------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	
申請前年度の助成総額 [円]	
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	子ども・若者・困窮世帯を対象に、居場所提供・学習支援・食事支援・相談対応を実施。助成金・補助・委託事業により、地域での自立支援・社会参加促進・福祉課題解決を推進する支援事業を実施した。

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	官民協働で孤独・孤立を抱える子ども・若者を支える地域共生プラットフォーム「ローカル・commons」モデル化・定着事業
団体名:	認定特定非営利活動法人さいたまコースサポートネット
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、**全団体、該当箇所への記載が必要です。**

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第23条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第24条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第24条第3項	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第24条第3項	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第22条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第27条第3項	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第29条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としなすこととします。		公募申請時に提出	定款	第27条第3項	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第13条第5項	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第36条第3項	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	第32条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第33条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第33条第3項	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第33条第3項	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第31条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第36条第2項	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第38条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第36条第3項	
● 理事の職務権限に関する規程					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出			
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	内定後1週間以内に提出			
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合へのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程	第3条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程	第3条	

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	職場におけるハラスメント防止に関する規程	(全文)
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 理事会規則 役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 就業規則 審査会議規則 専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程	第3条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第5条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規則	第7条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規則	第5条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第7条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第10条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第11条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第13条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第6条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第3条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第8条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第12,14条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第3章
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第25条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第26条